

保育政策課

高輪二丁目民有地を活用した就学前児童向けの外遊び場の整備について

芝信用金庫が所有する高輪二丁目の土地（以下「高輪二丁目民有地」といいます。）を無償で借り受け、保育園児を中心とする就学前児童向けの外遊び場を整備します。

1 高輪二丁目民有地の概要

- ・所在地：港区高輪二丁目404番5（地番）
- ・敷地面積：262.19㎡
- ・所有者：芝信用金庫
- ・現況：社用駐車場（当初の保育園整備計画のため分筆済み）

2 経緯

高輪二丁目民有地は、私立認可保育園の誘致促進のために民間事業者等から土地や建物を公募し、保育園用地を探している運営事業者を紹介する「マッチング事業」の枠組みの中で、平成30年度に芝信用金庫から提供を受けました。

その後、芝信用金庫において、ライフサポート株式会社を保育園整備・運営事業者として選定し、令和4年4月の私立認可保育園開設に向けて準備を進めてきました。

しかし、令和2年12月、ライフサポート株式会社が運営する区内私立認可保育園において不適正な人員配置及びこれに基づく委託費等の不適正受給を確認しました。これを受け、平成31年度以降4月時点での待機児童ゼロを継続し、また、近年、入園希望者数等の伸びの鈍化に伴い私立認可保育園を中心に定員に対する空きが顕著となっている状況などから、同法人との高輪二丁目民有地における保育園整備計画に係る協議を打ち切りました。

保育園整備計画の取りやめについて芝信用金庫に報告した際に、芝信用金庫から、高輪二丁目民有地の活用の方向性について、何らかの地域貢献のために活用したいとの要望を受けました。

区は、保育園児の外遊び場の確保について、令和3年9月に定めた「港区の待機児童ゼロ達成後の新たな課題への対応方針」において重要な課題として位置付け、様々な手法を活用して外遊び場の確保を図ることとしています。

このような状況から、保育園児の外遊びの場が不足していることを説明した上で、保育園児を中心とする就学前児童向けの外遊び場としての活用を提案し、協議を重ねたところ、芝信用金庫から外遊び場としての活用について快諾を得ました。

### 3 保育園児を中心とする就学前児童向けの外遊び場の整備について

芝信用金庫とのこれまでの協議を踏まえ、次に掲げる基本条件で、区が芝信用金庫から高輪二丁目民有地を借り受け、保育園児を中心とする就学前児童向けの外遊び場を整備します。なお、当該基本条件については、令和3年7月下旬に開催された芝信用金庫の理事会において、承認済みです。

また、基本条件以外の詳細な契約条件は、今後、芝信用金庫と調整します。

#### (1) 整備費用

区が負担し、直接整備する。

#### (2) 賃料

無償とする。

#### (3) 借受期間

無期限とする。ただし、芝信用金庫から解約通知があった場合は、通知日から3か月後に返還する（通知日は、原状回復に係る区の予算措置等に要する期間を踏まえて両方で事前に調整する。）。

#### (4) 管理責任

区が負うこととし、芝信用金庫は関与しない。

#### (5) 原状回復

遊び場整備前の状態に回復することを前提とし、詳細は協議事項とする。

### 4 外遊び場の管理方法等について

就学前児童の利用を想定していることから、防犯対策として柵を設置し、夜間は施錠管理を行う予定です。また、近隣の私立認可保育園にヒアリングを行った結果、自由に走り回ることができる外遊び場としてほしいという希望を受けました。これを踏まえ、整備する外遊び場は人工芝とし、遊具等は設置しない予定です。

なお、具体的な条件等は、近隣の私立認可保育園の希望も踏まえながら、芝信用金庫と調整します。

### 5 整備費用について

約1,500万円

※既存アスファルトの撤去、人工芝の敷設、柵の設置等

### 6 今後のスケジュール（予定）

令和3年	11月	下旬	令和3年第四回港区議会定例会に補正予算案提出
	12月	中旬	芝信用金庫と土地の無償使用承諾契約等締結 就学前児童向けの外遊び場に係る管理運営要綱制定
令和4年	2月	上旬	着工（工事期間6週間程度）
	4月		利用開始

# 案内図



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を複製したものである。(承認番号 令元情報、第643号)

100 m  
1:2,000